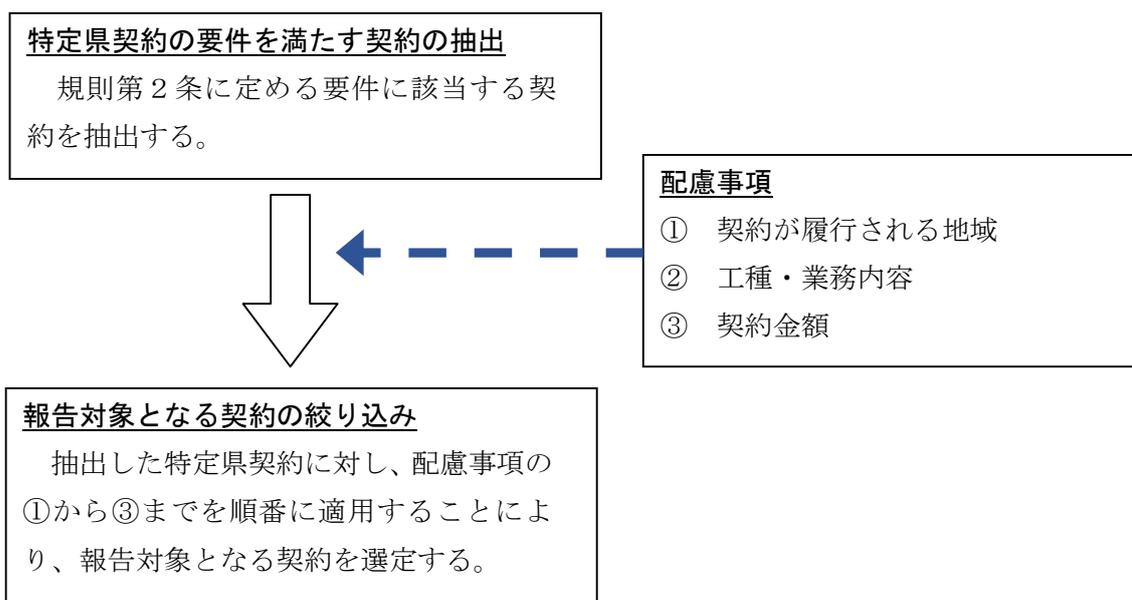


報告対象となる特定県契約の指定に関するガイドライン

趣旨

このガイドラインは、県が締結する契約に関する条例施行規則（平成 28 年岩手県規則第 83 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項に定める報告対象となる特定県契約の指定に関する取扱いを定めるものである。

選定方法の概要



1 特定県契約の要件

特定県契約の要件は、表 1 のとおり。（規則第 2 条関係）

表 1 特定県契約の要件

種類	金額
(1) 工事の請負に係る契約（契約期間が 6 月超のものに限る。）	予定価格が 5 億円以上であること。
(2) 業務（清掃、警備、駐車場の管理、施設における来訪者の受付又は設備の運転及び保守に係る業務（以下「清掃等業務」という。）のいずれかを含むものに限る。）を委託する契約（契約期間が 6 月超のものに限る。）	予定価格が 3,000 万円以上であること。
(3) 公の施設の管理（清掃等業務を含むものに限る。）に係る協定（指定管理者の指定期間が 6 月超のものに限る。）	指定管理者の募集に係る委託料の上限額又は委託料の額が 3,000 万円以上であること。

2 選定方法

報告対象となる特定県契約は、次の(1)から(3)までの手順に従い、選定するものとする。ただし、当該選定方法により、同一の受注者との契約が複数選定される場合は、この限りでない。

(1) 契約履行地域及び工種・業務内容による契約件数の割り振り

報告対象とする契約件数を、表2の地域区分及び表3の工種又は業務内容ごとに、地域ごとの契約件数の比率等を踏まえて割り振る。

なお、契約履行地域が複数の地域にまたがる場合は、業務量が最も多い地域を契約履行地域とすることとし、指定管理協定については、工種・業務内容による契約件数の割り振りを行わない。

表2 地域区分

地 域	市町村
1. 県 央	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
2. 県 南	花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町
3. 沿 岸	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
4. 県 北	久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

表3 契約種別

契約種類	工種又は業務内容
県が発注する工事の請負に係る契約	1. 建築工事
	2. 土木工事
	3. その他
県が業務を委託する契約	1. 清掃業務
	2. 警備業務
	3. 設備の運転・保守管理業務
	4. その他

(2) 報告対象とする特定県契約の選定

契約履行地域、工種又は業務内容ごとに整理した特定県契約の中から、契約金額等を踏まえ、上記(1)により契約履行地域、工種又は業務内容ごとに割り振られた件数分の契約をあらかじめ定めるルールに従い選定する。

(3) その他

上記(1)及び(2)にかかわらず、労働者からの申出などにより県が締結する契約に関する条例（平成27年岩手県条例第35号）第7条の遵守状況に疑義のある特定県契約については、報告対象とすることができるものとする。